

**練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・
学童クラブにおける医療的ケア児支援方針
(対応の手引き)**

**令和7年(2025年)
練馬区教育委員会**

目 次

- I 申請から受入に係る事項について
- II 連携支援会議について
- III 利用検討会等について
- IV 練馬区医療的ケア児等支援連携会議 教育・子育て委員会について
- V ライフステージごとの支援について

(巻末資料)

- 資料1 医療的ケアにかかる書類様式
- 資料2 緊急時等の対応体制書類

ここでは、「練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づき、申請から支援体制について説明します。

I 申請から受入に係る事項について

(1) 申請書類等について【巻末資料1】

- ①医療的ケア実施申請書（第1号様式）
- ②医療的ケア実施同意書（第1号様式（別紙））
- ③医療的ケア主治医指示書（第2号様式）
- ④医療的ケア実施可否決定通知書（第3号様式）
- ⑤医療的ケア実施取下書（終了届）（第4号様式）

(2) 申請から実施可否決定までのながれについて

医療的ケアが必要な子どもの受入に係わる課（以下「所管課」といいます。）は必要に応じて、保護者へ申請書等の配布・保護者からの受領・起案等の手続を行います。また、保護者への対応については所管課が行うことを基本とします。

- ①保護者が「医療的ケア実施申請書（第1号様式）・同意書（第1号様式（別紙））・主治医指示書（第2号様式）」を所管課へ提出します。これ以外に作成を要する書類については、所管課が個別に対応することとします。年度ごとに申請書を提出していただきます。（年度をまたいでの申請はできません。）
- ②所管課は、申請内容を確認し、必要がある場合には主治医・校医・園医等に意見を聞くこととします。
- ③申請のあった子どもの受入については、所管課で実施する医療的ケア利用検討会等にて実施の可否を決定します。
- ④利用検討会等の結果を踏まえ、所管課が保護者に対して「医療的ケア実施可否決定通知書（第3号様式）」を送付します。

(3) 実施可となった場合の手続きについて

所管課は、連携支援会議を設定し、関係者を招集したうえで、情報の連携および支援実施について調整・確認を行います。

手術等により本人の状況に変化があったとき、主治医から新たな指示があったときは、連携支援会議を開催し、関係者間で情報の共有を図ります。また、必要に応じて、既存の指示書の修正してもらいます。

本人の状況に大きな変化がない場合においても、所管課は、少なくとも年2回、連携支援会議を開催し、子どもの状況に関する情報の共有を行うように努めます。

(4) 医療行為の追加等、変更があった場合の手続きについて

当初、利用検討会等で承認した医療行為に変更があった場合は、改めて所管課で安全に受け入れられるかを確認します。変更の申請書を改めて所管課へ提出し、所管課は利用検討会等を実施し可否の決定を行います。

(5) 支援が必要なくなった場合の手続きについて

子どもが自分で医療行為ができるようになり支援が必要なくなった場合や手術等により医療行為が必要なくなった場合、医師の判断で支援が終了する場合は、取下書等（第4号様式）を所管課へ提出し、支援を終了することができます。

(6) 医療的ケア実施の際に必要なとなる書面等の費用負担について

- ①主治医指示書等、医療機関に作成を依頼する書面の作成費用（文書作成料）は、保護者負担とします。
- ②実施の際に必要なとなる機器類（吸引器等）や個人的に必要なとなる消耗品は保護者の負担とします。
- ③他の子どもに対しても使用することができる消耗品（マスク・ガーゼ等）は区の負担とします。

(7) 看護師の任用および配置

看護師の任用および配置については、所管課で行います。受け入れる子どもの状況に合わせて、看護師を適切に配置し支援にあたります。（会計年度任用職員、訪問看護ステーション等）

(8) 緊急対応等について

万が一、緊急対応が必要な時に慌てないためにも、落ち着いて対応できるような体制を整えます。

また、日々の支援の中でひやりとするような行為が起きた場合は、今後同じようなことが起こらないように支援者全員で共有します。

- 【巻末資料2】
- ①119シート（例）
 - ②緊急時個別対応票（例）
 - ③ヒヤリはっと報告書（例）

(9) 支援者への研修について

安全適切に医療的ケアを実施するために、支援者への研修を実施します。

研修にあたっては、関係機関との連携を図るものとし、必要に応じて外部機関に研修の実施を委託します。

Ⅱ 連携支援会議について

医療的ケア児の様子・支援の状況等について関係者による情報共有を行うため「連携支援会議」を実施します。【年2回】

（１）開催時期

- ①受入れをしている施設等の職員や看護師等が情報の共有を行うべきと判断した場合
- ②手術等により医療的ケア児の状況に変化があったとき、主治医等から新たな指示があったときなど、関係者が一堂に会して情報交換を行う必要がある場合
- ③その他、開催を必要と認める場合

（２）会議内容

- ①医療的ケア児に関する情報
受入れをしている施設等の職員や看護師から子どもの状況を報告します。
- ②支援内容
子どもへの支援内容について、確認・検討します。
- ③医学的な所見の確認など
主治医や施設の嘱託医からの情報がある場合は、その情報についても確認します。

連携支援会議について

設置の目的	医療的ケア児の様子・支援の状況等について情報共有を行う。
構成員	必要に応じて、下記の構成員の中から関係者が出席する。 ○医師 ○看護師 ○保護者 ○関係施設長（学校長・学童クラブ所長・保育園長・幼稚園長） および関係職員 ○教育委員会事務局 ○医療的ケア児アドバイザー ○その他、所管課長が必要と認めた者

Ⅲ 利用検討会等について

医療的ケア実施申請書の提出があった場合は、主治医等の指示に基づき、区が各施設において支援体制を整え、安全・適切に医療的ケアの支援を実施できるか否かについて検討を行います。

利用検討会等について

設置の目的	区が安全・適切に医療的ケアの支援を実施できるか否かについて検討を行う。
開催時期	毎年１月頃に翌年度の実施申請者に対する検討を行う。 また随時、新規や変更の実施申請があった場合には、その都度開催する。
構成員	必要に応じて、下記の構成員の中から関係者が出席する。 ○医師 ○関係施設長（学校長・学童クラブ所長・保育園長・幼稚園長） および関係職員 ○教育委員会事務局 ○医療的ケア児アドバイザー ○その他、所管課長が必要と認めた者
各課利用検討会議名	学務課：医療的ケア利用検討会 子育て支援課：学童クラブ障害児および医療的ケア児入会検討会議 保育課：医療的ケア入園審議会

Ⅳ 練馬区医療的ケア児等支援連携会議教育・子育て委員会について

区では、区内の医療的ケア児等の支援検討や情報共有の場として、「練馬区医療的ケア児等支援連携会議（※）」を設置していますが、教育・子育て分野における医療的ケア児への支援の方向性、医療行為の拡大などを検討・協議するために既存の支援連携会議に「教育・子育て委員会」を設置しました。

※練馬区医療的ケア児等支援連携会議

福祉、保健、教育・子育て分野の関係職員および医師、当事者家族を構成員として

医療を要する状態にある障害児および重度心身障害児等に対する必要な支援を検討する場。

練馬区医療的ケア児等支援連携会議教育・子育て委員会について

設置の目的	園・学校・学童クラブにおける医療的ケア児への支援の方向性、医療行為の拡大などを検討・協議する。
構成員	○医療関係者 ○看護師等 ○都立特別支援学校 コーディネーター ○教育委員会事務局 ○医療的ケア児アドバイザー ○その他、委員長が必要と認めた者

V ライフステージごとの支援について

ライフステージに応じた支援を受けることができます。医療的ケアが必要なお子さんが、地域で安心して暮らすため、区では切れ目のない支援を目指します。

より詳しい支援や制度、窓口の紹介を「医療的ケアのあるお子さんのための支援のしおり」にまとめました。福祉、医療、保健、子育て、保育、教育等の複数の部署に関する情報が記載されています。区では、さまざまな部署と連携し、医療的ケアが必要なお子さんの支援をしていきます。

ライフステージ	対応窓口
乳児期	保健相談所地域保健係
乳児期～幼児期	保育課保育支援係
幼児期（幼稚園）	学務課幼稚園係
学齢期（学校に関すること）	学務課特別支援教育係
学齢期（学童クラブに関すること）	子育て支援課特別支援担当係

